



職員の懲戒処分等について

大台町総務課

1 被処分者職員

- ・所 属：本庁勤務
- ・職 位：課長級
- ・年齢等：50歳代・男性

2 処分内容

- ・停職 9か月（懲戒処分）
- ・主幹級へ降任（分限処分）

3 根拠法令

- ・地方公務員法 第29条第1項第1号及び第3号並びに第28条第1項第3号

4 事案概要

令和7年8月23日（土）早朝、松阪市内において酒気帯び運転で検挙され、罰金30万円の略式命令を受け、併せて90日間の運転免許停止処分を受けた。

また、これらの事実について、上司への報告を約4か月にわたり怠っていた。

5 処分日

令和8年2月6日 金曜日

6 町長のコメント

このたび、酒気帯び運転により検挙された本町職員に対し、懲戒処分を行いました。
町政に対する市民の皆様の信頼を裏切る結果を招き、心よりお詫び申し上げます。

管理職でありながら法令違反を犯し、報告義務も怠ったことは、公務員として決して許されるものではなく、厳正な処分を行いました。

今後、全職員に対し改めて服務規律の徹底を図り、二度とこのような事態を起こさないよう、組織一丸となって綱紀粛正に取り組むとともに、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

7 問合せ先

大台町総務課 課長 西 保則

TEL : 0598-82-3781

FAX : 0598-82-1618